

## 輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる電子計算機等の輸出許可申請に係る誓約書について(お知らせ)

平成12年12月27日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成19・02・23 貿局第1号 平成19年3月13日 貿易経済協力局

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、下記2.に該当するものについては、輸出許可の申請に際して、「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。)の規定に基づき下記3.の誓約書を輸出許可申請の添付書類として提出していただきますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 定義

このお知らせにおいて「特定電子計算機」とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)第7条第三号ハに該当する貨物をいい、「特定機能向上部品」とは、第7条第三号ホに該当する貨物をいう。

#### 2. 対象輸出

加重最高性能が0.75実効テラ演算を超える特定電子計算機又は特定機能向上部品(特定機能向上部品を用いて増設される電子計算機の加重最高性能が0.75実効テラ演算を超えるものに限る。)であって、輸出令別表第3に掲げる地域及び別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの(貨物の需要者が確定している場合に限る。)

#### 3. 誓約書

##### (1) 需要者の誓約書

通常兵器通達の別記3の1(1)の誓約書に下記の内容を加えたもの

- ① 輸送時におけるサービス又は施設の使用の制限(輸出令別表第4に掲げる地域のサービス又は施設を使用しない。)
- ② 用途の限定(当該貨物及びその複製品を大量破壊兵器等(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)、ロケット、軍用航空機、核燃料サイクル施設及び重水製造装置の開発又は製造には、使用しない。)
- ③ 当該貨物の使用場所の制限(上記(下記)の使用場所のみで使用する。)
- ④ 輸出令別表第4に掲げる地域に居住する者のコンピュータアクセスの禁止
- ⑤ コンピュータアクセス(注)は善良でアクセスを行うことを承認された人に限定

(注) コンピュータアクセスは、プログラムの作成、読み込み又は実行することを指し、システム管理を含む。コンピュータアクセスには、蓄積されたデータを取得すること及び使用を承認されないプログラム以外のプログラム上での処理データのやり取りは含まない。

⑥ 上記⑤を実現するために、下記の内容を満たすもの

ア 実行されるプログラムが許可の条件に従うものであるか否かを必要に応じ調査することを確認する。許可の条件に従うものでない場合には、そのプログラムをシステムから削除する。

イ 承認された最終用途を全ての使用者に守らせる。

ウ 新しいアカウントの設定とパスワードの割り当てを監督する。

⑦ 貨物の改造の制限(輸出者の事前の許可なく複合理論性能を高めるような改造を行わない。)

(2) 輸入者の誓約書

上記(1)①の内容を満たす誓約書

(3) 輸出者の誓約書

① 通常兵器通達の別記3の1(2)の誓約書に下記の内容を加えたもの

② 上記(1)①の内容を満たす誓約書

(4) その他

① 必要に応じて上記(1)～(3)以外の誓約書の提出をお願いすることがあります。

② 上記2に該当する場合であっても、このお知らせに基づく誓約書の提出を要しない場合がありますので、特定電子計算機又は特定機能向上部品を輸出する場合には、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課までお問い合わせください。

4. その他

上記2に該当しない特定電子計算機又は特定機能向上部品の輸出については、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課までお問い合わせください。